

移住定住促進住宅

入居申込みに必要な書類

注意事項

- 移住定住促進住宅の入居申込みに必要な書類に不明な点があれば、市商工政策課ふるさと創造班（TEL：43-7600）までお問い合わせください。
- 書類は必ず**原本**を確認させていただきます。コピーでは受け付けできませんので、ご注意ください。
- 書類審査は、すべての書類が揃ってからとなります。
- 審査を行う上で、他の書類の提出をお願いすることがありますのでご了承ください。
- 申込を辞退された場合、提出書類の返還はいたしません。
- 各書類は、3ヶ月以内に揃えたものを提出してください。
- 申込書等の記載内容が事実と異なるときは、申請及び入居を無効とする場合があります。

◎入居申込みに必要な書類

1. 行政財産目的外使用許可申請書
2. 住民票謄本（世帯主・続柄、本籍・筆頭者、以前の住所・氏名等の記載のあるもの。個人番号除く。）

住民登録されている世帯全員分がわかる住民票（家族全員がまとまっているもの。）を提出してください。

なお、住民票に記載がない場合は、同居親族関係を証する書類を提出してください。

3. 戸籍謄本（婚姻している方は、本人・配偶者・子等と一緒に記載されているもの。未婚の方は父母・本人・兄弟等と一緒に記載されているもの）

本籍地で本人と同一戸籍の方がわかる戸籍（家族がまとまっているもの。）を提出してください。

なお、住民票に記載がない場合は、同居親族関係を証する書類を提出してください。

4. 令和4年度 納税証明書または非課税証明書

入居資格を確認するため、入居する15才以上のご家族全員（ただし、15才以上の学生を除く。）の納税証明書又は非課税証明書のいずれかが必要となります。

令和4年1月1日現在、住民票を有する市区町村の窓口で請求してください。

※ 収入の有無に関わらず該当する方すべてが必要となります。

＊住民票や納税証明書等の申請方法がわからない方は、このページを住民登録している市区町村の窓口に見せて申請してください。

提出書類チェック票

申込書を提出する際には、必要書類が添付されているか再度ご確認ください。

確認が終わりましたら申込書と必要書類を返信用封筒に入れて郵送いただくか、受付窓口までお持ちください。

提出書類	内 容 等	チェック 欄
■ <u>行政財産目的外使用許可申請書</u>	・ 必要事項を記入してください。	☐
■ <u>住民票謄本</u>	・ 住民票を有する市区町村で申請してください。 （入居予定者全員分、個人番号以外は記載の省略が無いもの）	☐
■ <u>戸籍謄本</u>	・ 本籍地の市区町村で申請してください。（入居予定者全員分）	☐
■ <u>納税証明書または非課税証明書</u>	・ 令和４年１月１日現在、住民票を有する市区町村の窓口で請求してください。	☐